

フォレストデジタル株式会社と北海道十勝総合振興局との 森林の魅力発信等に関するタイアップ協定書

フォレストデジタル株式会社（以下「甲」という。）と十勝総合振興局（以下「乙」という。）とは、十勝の森林の魅力発信等を通じて、森林・林業の理解促進及び認知度向上に向けて相互に連携して取組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲及び乙は、十勝の森林の魅力発信などに資する次に掲げる事項について、相互に合意した具体的な事業（以下「タイアップ事業」という。）に連携して取り組む。

- (1) 森林をはじめとする十勝の魅力発見・発信に関する事項
- (2) デジタルコンテンツを活用した木育等に関する事項
- (3) その他、十勝の森林の魅力発信などに資すると認める事項

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲または乙からの申し出がなければ、1年間更新し、以後の取扱も同様とする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結又はタイアップ事業の遂行にあたり相手方から知得した業務上の秘密に関する情報について、本協定の有効期間中はもとより、本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（この協定にない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、事業の具体的内容その他必要な事項については、甲、乙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 北海道十勝郡浦幌町字常室51番地1
氏 名 フォレストデジタル株式会社

乙 住 所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地
氏 名 北海道十勝総合振興局
